

2025年11月12日

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款 【2022年7月1日以降にご契約のお客様対象】のお知らせ

このたび、2025年11月26日をもって「[株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款2【2022年7月1日以降にご契約のお客様対象】](#)」を以下のとおり改定いたします。

会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する約款と新旧対照表

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款2 (2025年11月26日改定版)

対象の条文	内容	
共通	新	代行機関
	旧	代行機関等
第2章 契約 第8条(契約の成立)2	新	視聴契約は、加入申込者が前項に従って申込を行い、当社もしくは代行機関がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社及び代行機関は、加入申込者が当該申込にあたって当社、代行機関に対して提供した事項に従って本サービスを提供するものとし、これと異なる事項については責任を負わないものとします。ただし、当社又は代行機関の故意または重大な過失による場合はこの限りではなく、また当社の軽過失により加入者に損害が生じたときは、第27条4項に従い賠償責任を負うものとします。
	旧	視聴契約は、加入申込者が前項に従って申込を行い、当社もしくは代行機関がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社及び代行機関は、加入申込者が当該申込にあたって当社、代行機関に対して提供した事項に従って本サービスを提供するものとし、これと異なる事項については責任を負わないものとします。
第3章 サービスの提供(当社が提供するサービス) 第11条2	新	当社は本サービスの内容及び放送時間を、原則として番組検索サービス(以下「EPG」といいます。)によりお知らせします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではなく、また当社の軽過失により加入者に損害が生じたときは、第31条4項に従い賠償責任を負うものとします。
	旧	当社は本サービスの内容及び放送時間を、原則として番組検索サービス(以下「EPG」といいます。)によりお知らせします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じません。
第3章 サービスの提供(当社が提供するサービス) 第11条7	新	また、当社は、これにより生じる加入者又は第三者が代替手段を用意した際の代替手段に係る費用等を負担しません。

	旧	また、これにより生じる損害(加入者又は第三者が代替手段を用意したときは、その代替手段に係る費用を含みます。)の賠償には応じません。
第7章 禁止事項等 (契約者個人情報等の保護) 第25条2	新	当社が再放送する地上デジタル放送及びBSデジタル放送、BS4Kデジタル放送に対する加入者毎の視聴履歴に関し、当社及びチャンネル送出代行機関は情報を取得及び蓄積せず、加入者に対し、これらの情報を取得又は蓄積する義務を負いません。
	旧	当社が再放送する地上デジタル放送及びBSデジタル放送、BS4Kデジタル放送に対する契約者毎の視聴履歴に関し、当社及び代行機関は情報を取得及び蓄積しません。視聴履歴の取得及び蓄積を行わないことにより発生するあらゆる事象について、当社は責任を負わないこととします。
第8章 雜則 (損害賠償) 第31条3.4	新	3.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は及び代行機関の責めに帰すべき理由により本サービスを月のうち半分以上提供しなかったときは場合、加入者より申告があった場合に限り、本サービスに係る1か当該月分の利用料金を、当該本サービスの提供が行われなかった月に発生した加入者の損害とみなし加入者の申告に基づき、その額に限って賠償します。ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、その限りではありません。 4.前項の場合を除き、当社は、当該損害賠償の対象となるサービス(機能)又は本コンテンツに係る1か月分の月額基本利用料金又はオプションコンテンツ利用料金(利用の申込みの都度オプションコンテンツ利用料金の支払いを行うことにより、当社が別に定める範囲内での利用が可能となるオプションコンテンツに関する場合は当該損害賠償の対象となるオプションコンテンツの利用にあたり本サービス契約者が支払いを要したオプションコンテンツ利用料金)相当額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付隨的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。ただし、当社又は代行機関に故意または重大な過失がある場合を除きます。
	旧	3.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社及び代行機関の責めに帰すべき理由により本サービスを一月のうち半分以上提供しなかった場合、契約者より申告があった場合に限り、本サービスに係る当該月分の利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、本サービスに関して契約者が被った損害が当社の故意又は重大な過失に起因する場合、本約款において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。
第8章 雜則 (準拠法・管轄) 第32条	新	本約款は日本国法によって解釈されるものとし、加入者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所又は加入者の住所地を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。
	旧	本約款は日本国法によって解釈されるものとし、契約者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。